

# 「福祉のまちづくりアドバイザー」とは

県では、利用者の立場での視点、建築・福祉等に関する専門的な視点から、県内の施設について点検・助言する「福祉のまちづくりアドバイザー」を登録しています。

利用者アドバイザー	施設の点検・助言の経験や、県の主催する福祉のまちづくりアドバイザー養成研修の受講などにより、福祉のまちづくりに見識のある障害者等
専門家アドバイザー	高齢者・障害者等に配慮した施設的设计・監理の実務や施設の点検・助言の経験を持つ建築・福祉の専門家 (建築士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等)

※アドバイザーを補佐するため、アドバイザー登録を行っていない利用者の方(利用者モニター)にご参加いただく場合があります。

県のホームページ(下記のアドレス参照)において、登録されたアドバイザーに関する情報を公開しています。

◇パンフレットの詳しい内容については、下記の兵庫県ホームページをご覧ください。

※福祉のまちづくりアドバイザーの登録も随時受付を行っています。  
(兵庫県ホームページ) ホーム > まちづくり・環境 > 都市計画・整備 > まちづくり指針 > チェック&アドバイス制度  
[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209\\_renewal/check\\_and\\_advice.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/check_and_advice.html)

◇電話・FAX・Eメールでのお問い合わせ先

兵庫県 県土整備部 まちづくり局  
都市政策課 都市政策班  
電話：078-362-4298  
FAX：078-362-9487



兵庫県マスコット はばタン

この制度は福祉のまちづくり条例に基づいて実施しています。

# 福祉のまちづくりアドバイザーによる チェック&アドバイス制度

施設の所有者のみなさん! いつでも、誰でも、  
使いやすい施設を目指しませんか?

高齢の方、障害をお持ちの方、乳幼児連れの方などの利用者に配慮した施設の新築、改修や施設運営をご検討の際にご利用頂けます。



## ◆チェック&アドバイス制度

県が利用者の立場に立って施設の点検・助言を行う「福祉のまちづくりアドバイザー」をあっせんし、アドバイザーが点検・助言を実施します。

## ◆「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定

福祉のまちづくりアドバイザーの助言内容など、利用者の意見を適切に反映した施設整備・管理運営の改善を行った施設は「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定を受けることができます。

平成 29 年 8 月 兵 庫 県

# チェック&アドバイス制度

点検・助言型（設計時又は完成後）

## 【対象施設】

- 不特定多数の方が利用する施設
  - ・社会福祉施設
  - ・医療施設
  - ・教育文化施設
  - ・商業施設（一定規模以上のもの）
  - ・公共交通機関 等

### ① あっせん申請

① 県にあっせん申請書を提出

### ② アドバイザーのあっせん

② アドバイザーをあっせん  
※申請内容に応じて、専門家・利用者アドバイザー4～5人程度

### ③ 点検・助言の実施

③ 施設の所有者、管理者などの立ち会いのもと、アドバイザーが施設の点検・助言を実施（新築の場合は図面）

### ④ 報告書の送付

④ 当日の意見交換をもとに、アドバイザーが報告書を作成し、後日申請者へ送付

利用者の意見を適切に反映した施設整備、管理運営の改善を行った施設

点検結果表において一定の基準等を満たしている施設

点検表型（既存施設のみ）

## 【対象施設】

- 不特定多数の方が利用する施設のうち、一定規模未満の施設に限る。

※上記の対象施設であっても「点検・助言型」のチェック&アドバイスの活用可能

### ① あっせん申請

① 県にあっせん申請書を提出

### ② アドバイザーのあっせん

② アドバイザーをあっせん  
※専門家アドバイザー2～3人

### ③ アドバイザーによる点検等の実施

③ 施設の所有者、管理者などの立ち会いのもと、アドバイザーが点検表に基づき点検を実施

### ④ 点検結果の送付

④ アドバイザーが点検した点検結果表を、後日申請者へ送付

## 点検・助言型（点検・助言のポイント）

- 様々な利用者（高齢者、障害者、妊婦、外国人等）や利用場面（気候、時間、非常時等）を想定し、点検・助言します。
- 課題となる箇所だけでなく、優れた箇所についても点検します。

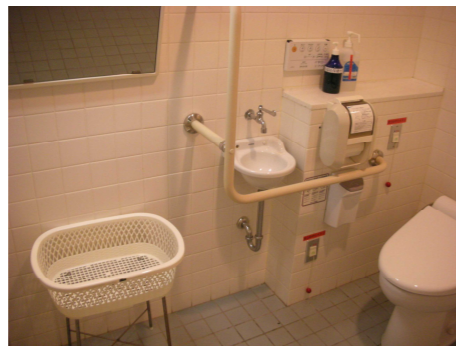
### < 整備事例 >

#### わかりやすい車椅子利用者利用駐車場



車椅子利用者利用駐車場をわかりやすくするために駐車区画を色づけ

#### 多目的トイレへの荷物置き場の設置



車椅子利用者や障害者等を介護する人に配慮し、多目的トイレの内部に荷物置き場を設置

#### コミュニケーションボードや筆談器具の常備



聴覚障害者に配慮し、窓口に筆談用ボード、コミュニケーションボードを常備

#### バリアフリー設備等の整備状況の表示



バリアフリー設備の整備状況や運営に関する配慮事項を出入口部分に一覧表示

## ひょうご県民ユニバーサル施設の認定

### ⑤ 認定申請

#### ⑤ 認定申請

- 県に認定申請書を提出してください。
- ※左記の「チェック&アドバイス制度」以外の手法により利用者の意見を聴取した場合は、申請前にご相談下さい。

### ⑥ 申請内容の確認

#### ⑥ 申請内容の確認

認定基準は以下のとおりです。

- ⑤ 「点検・助言型」チェック&アドバイスによる認定
  - ・基本的なバリアフリー化（スロープ、視覚障害者誘導用ブロックの整備等）が行われていること
  - ・利用者の意見を聴取し、その意見を適切に反映した措置がとられていること
  - ・管理運営等の措置が継続して実施されること
- ⑥ 「点検表型」チェック&アドバイスによる認定
  - ・必須項目に全て適合及び要求水準項目の適用項目数に対する適合項目の割合が 80% 以上
  - ・アドバイザー意見で「支障なし」の場合

### ⑦ 認定証の交付

- 利用者の意見を適切に反映した施設整備、管理運営の改善を行った施設又は点検表において一定の推奨基準等を満たしている施設に対して認定証を交付します。

